

## 第14回通訳案内士制度のあり方に関する検討会の開催結果について（概要）

平成28年6月13日  
観光庁観光資源課

規制改革会議からの答申を受け6月2日に閣議決定された規制改革実施計画において、「通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続する」とされたことを踏まえ、具体的な制度の内容について議論を行うため、「第14回通訳案内士制度のあり方に関する検討会」を開催しました。

### 1. 開催日時・場所

- ・ 日時：平成28年6月13日（月）14:00～16:00
- ・ 場所：合同庁舎3号館8階国際会議室

### 2. 出席者（別紙のとおり）



### 3. 配布資料

- ・ 委員名簿
- ・ 配席図
- ・ 【資料1】通訳案内士制度を巡る状況
- ・ 【資料2】通訳案内士制度の見直しに関するこれまでの経緯及び規制改革会議の答申等について
- ・ 【資料3】通訳案内士制度の見直しに当たっての論点
- ・ 【資料4】通訳案内士業界からの意見（通訳案内士団体提出）

### 4. 議論概要

事務局より資料1から資料3、通訳案内士団体より資料4について説明を行った後、議論を行った。

以下はそのうち主なものの要約。

- 業務独占規制の廃止によって、単に誰でも通訳案内ができるようになったことを周知するのではなく、資格を持っていなくても通訳案内はできるが、有資格者は必要な知識を備え、しっかりとした案内ができることを旅行者に知らしめることが重要となる。信頼に足るしっかりしたガイドであるということを如何に制度として担保していくかが大事である。
- 名称独占に舵を大きく切ることなので、今までとは違う議論となってくる。名称独占で目指すものは、国家資格としてのガイドにふさわしい人が通訳案内士という国家資格を取って、それにふさわしい活躍ができる場をどのように提供し、スキルをどのように担保していくかの制度を全体的に考えるということではないか。

今後、試験だけで通訳案内士の質を担保していくことは難しく、研修などで「育てていく」という意識が必要である。

本年度中に法案を提出することを考えると難しいかもしれないが、例えば、地域ガイドで経験年数のある人しか通訳案内士になれないとか、試験以外に研修を幾つか受けた上でないと資格が取れないといったことも考えられる。

通訳案内士団体が提案したような試験、研修を含めて全てを国が実施出来るかは個人的に疑問であり、全てを国がやらなくてもよく、特区で行っている自治体とも協力しながら質の担保を支援していくような体制があってもいいのではないか。

- これまでは、通訳案内士の数が足りないからとかニーズをカバー出来ないからといった理由で資格自体のクオリティーを下げた数を増やすようなアプローチも一時期採られてきたように感じるが、これからは、名称独占となることで、通訳案内士のクオリティーをさらに向上させる必要がある。

業務独占を廃止することによって様々なニーズに応えることが出来るようになることは非常に大事な流れで賛成であるが、通訳案内士団体からの提案にあったように、誰もが何も登録せずにやるのではなく、最低限のコンプライアンスを守らせる等の観点からも登録はさせるべきである。観光施設の最新の情報等を常にアップデートすることは顧客のためになるので、登録させることによって最新の情報をEメール等で送信することも可能となる。

また、通訳案内士団体から提案された5年単位での研修受講ではスパンが長すぎるのではないか。

- 名称独占が軽いように思われがちだが、逆に名称独占になることで、色々なガイドが増える中、通訳案内士の資格を持っている人は大変貴重な存在となる。名称独占になることによって、もっと切磋琢磨してもらえようような試験内容の見直しとか、ホスピタリティーを試験項目にする等の制度を考えて頂きたい。これからは、高い費用を出しても利用価値が高いという資格になるのではないかと考えており、時代に即したガイドの確保ができる可能性もある。

また、我々は制度を理解して制度設計するが、その際、利用者からの見える化が重要になってくる。多くの通訳ガイドがいることは貴重であるが、利用する側が、「誰を使っていいかわからない」ということではダメである。客のニーズに合った見える化を図ることによってこのマーケットがもっと大きくなり、通訳案内に対する需要も増え、ホスピタリティーの向上も図られ、再度日本に来たいという旅行者が増えるというところに繋げて頂きたい。

- 名称独占で規制される通訳案内士の類似名称については、外国語表記も含めて検討頂きたい。

- 一番大事なものは、名称独占になって良かったと言われる制度にすることである。その良くなったと言われる部分については、ガイド、サービスを受ける訪日外客、中間に入りBtoBでガイドを使う事業者等のそれぞれの視点に立って、しっかり検討していく必要がある。

名称独占で規制される名称については、外国語表記を含めた内容をよく検討する

必要がある。また、身分証明書についても、名前とマークの両方できちんと示していくということも必要ではないか。

品質保証については、使う方にどう知らしめていくのかということも、今後FITが伸びていく中で重要である。

いずれにしても制度改正により、ガイドのマーケットがしっかり広がり、レベルが高く自立できるガイドを如何に作っていくかが重要である。

以上